

【沖縄県宜野湾市】

◇訪問介護による生活援助を算定する場合の留意事項◇

令和5年3月7日

訪問介護による生活援助を算定する場合には、以下の□を全て満たしている必要があります。

- 介護保険の対象者であること（要介護者、要支援者、事業対象者）
- 利用者本人に対して、ヘルパーによる支援が必要な状況であること（家族の為の支援または家事の経験がない等は不可）
- 適切なケアマネジメントが行われ、本人の自立支援に資する内容になっていること
- サービス担当者会議で利用者・家族等を含め具体的な支援内容が合意されており、明文化されていること
- 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について「老計第10号」（平成12年3月17日）」に例示された範囲のサービス内容であること。また、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について「老振第76号」（平成12年11月16日）」に例示されている保険給付として不適切な事例に該当していないこと
- 独居世帯であること、または「同居家族等がいる」が「やむを得ない事情」があること

「同居家族等がいる」とは、以下のような場合になります。

- ① 同じ家屋に居住する家族等がいる（世帯に関係なく対象となる）
- ② 同一敷地内に居住する家族等がいる
- ③ 二世帯住宅、また同建物（アパート、マンション等）に居住する家族等がいる
- ④ 宜野湾市内在住の家族等がいる（血縁に関係なく支援している場合を含む）
- ⑤ その他、保険者が「同居」に準ずる場合であると認めた場合

※判断が難しい場合は保険者に確認してください。

「やむを得ない事情」とは、障がい、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて個別具体的に判断しますが、例として以下のような場合になります。

- ① 同居者等が要介護等の認定を受けており、対象者の支援を行うことが困難である場合
- ② 同居者等が障がいまたは疾病により、対象者の支援を行うことが困難である場合
- ③ 同居者等の就労時間が長く、その時間の本人に必要な分の家事支援が得られない場合（不在時間に食事の準備や服薬の確認を定期的に行う必要がある等）
- ④ 同居者等が既に他者の支援者に位置付けられており、さらなる支援を担うことで共倒れ等の深刻な問題が生じることが明らかである場合
- ⑤ 同居者等と本人との間に深刻な問題があり、支援を依頼することが困難である（虐待、介護放棄、関係修復不能等）

- ⑥ 安全面や健康面、衛生面から見て必要性が高い（呼吸器疾患によりこまめな清掃が必要 等）
- ⑦ 上記以外に、保険者が「やむを得ない状況」と判断した場合
「同居家族等がいる」が「やむを得ない事情」がある場合には、適宜、以下の必要書類を提出して下さい。

◆必要書類

- ① 生活援助の理由書（宜野湾市のホームページに書式あり）
- ② 対象者の基本情報（アセスメント表）
- ③ 対象者のケアプラン（第1表～第3表、または支援計画表）
- ④ 担当国会議の議事録
- ⑤ サービス利用票（別表）
- ⑥ 基本チェックリスト（事業対象者のみ）
- ⑦ その他、保険者が提出を求める書類

◆提出が必要な時

- ① 新規で生活援助の導入をするとき
- ② 生活援助の内容の変更をするとき（サービス提供時間・回数の増、内容の変更等）
- ③ 居宅介護支援事業所が変更になったとき
- ④ 介護度が要支援・総合事業対象者から要介護になったとき、または要介護から要支援・総合事業対象者になったとき
- ⑤ 要介護者・要支援者の場合⇒介護認定更新時
事業対象者の場合⇒前回の許可証に記載された期間（最大12ヵ月）を経過したとき
- ⑥ その他、保険者が必要であると認めたとき

※理由書の提出がない場合、またはサービス開始後に提出した場合は、算定不可とする可能性がありますので、ご留意のほどよろしくお願ひします。どうしても遅延しそうな場合は事前に保険者へご連絡ください。

お問い合わせ 宜野湾市 介護長寿課 TEL：098-893-4411 FAX：098-896-2031 認定給付係 内 4154・4155 長寿支援係 内 4138
